

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年6月30日

**【会社名】** 中央ビルト工業株式会社

**【英訳名】** CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼CEO 西本 安秀

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

**【電話番号】** 03（3661）9631（代表）

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 石井 裕

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

**【電話番号】** 03（3661）9631（代表）

**【事務連絡者氏名】** 管理本部長 石井 裕

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
中央ビルト工業株式会社 関西支店  
（大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号）  
中央ビルト工業株式会社 中部支店  
（愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号）  
中央ビルト工業株式会社 九州支店  
（福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1515番地5）

## 1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 2円50銭 総額 51,106,348円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、西本安秀、安孫子雷太、林茂雄、庄野豊、齋藤健、川上義広、実野現を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡田一馬、岡本政明、岸田英雄を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、林茂雄、岡本直也を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	12,848	104	0	(注)1	可決 99.19
第2号議案 定款一部変更の件	12,870	82	0	(注)2	可決 99.36
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）7名 選任の件					
西本 安秀	12,855	97	0	(注)3	可決 99.25
安孫子 雷太	12,860	92	0		可決 99.28
林 茂雄	12,860	92	0		可決 99.28
庄野 豊	12,860	92	0		可決 99.28
齋藤 健	12,860	92	0		可決 99.28
川上 義広	12,851	101	0		可決 99.22
実野 現	12,859	93	0		可決 99.28

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件				(注) 3	
岡田 一馬	12,864	88	0		可決 99.32
岡本 政明	12,864	88	0		可決 99.32
岸田 英雄	12,855	97	0		可決 99.25
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件				(注) 3	
林 茂雄	12,865	87	0		可決 99.32
岡本 直也	12,864	88	0		可決 99.32
第6号議案 取締役(監査等委員であ る取締役を除く。)の報 酬等の額設定の件	12,835	117	0	(注) 1	可決 99.09
第7号議案 監査等委員である取締 役の報酬等の額設定の 件	12,837	115	0	(注) 1	可決 99.11

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。